

平成二十八年二月十八日提出  
質問第一三六号

厚生年金違法未加入二百万人問題の解決の本気度（緊急対策の予算化、法令違反事業所への告  
発等）に関する再質問主意書

提出者 長 妻 昭

厚生年金違法未加入二百万人問題の解決の本気度（緊急対策の予算化、法令違反事業所への告

発等）に関する再質問主意書

前回の主意書の答弁書には答弁漏れがあったため、厚生年金違法未加入二百万人問題への対応について再度、お尋ねする。内閣におかれては担当部署任せにせず、答弁漏れのないように誠実に対応願いたい。

厚生年金保険法第百二条、健康保険法第二百八条には罰則がある。これまでこの条文に基づいて日本年金機構や全国健康保険協会が告発を行った件数はゼロ件である。多くの方が深刻な状況に置かれている現状が明らかになった今、今後ともこのような対応を続けるとすれば、甘すぎるといわざるを得ない。

今後、告発に踏み切るためのガイドライン等を作り、条文に基づき適切に告発をすることを検討する必要があると考えるがいかがか。内閣として、検討するかしないか、お示し願いたい。

再度の答弁漏れがあった場合は、再度質問する。

右質問する。